

／ 空き家の手入れをしていますか？ ／

少子高齢化や核家族化、過疎化などを背景に、空き家が増加しています。また空き家等を放置することによって、近隣の方々が不安を感じたり迷惑を受けたりする事例も増えています。

空き家を所有されている方は適正な管理に努め、空き家の利活用や解体すること考えましょう。

適正な管理

定期的なメンテナンスで
現状維持

通風、換気、家の周りの
清掃、草取りなど…

売却・賃貸

住みたい人に住んで
もらって有効活用

『空き家バンク制度』の
利用も一つの方法です！

解体

新たな利用を考えることで
資産を活かせる

駐車場、菜園、土地の売却・
賃貸など…

『空き家バンク制度』

市では、市内の空き家の情報をUIターン希望者等に提供する「空き家バンク制度」を実施しています。

賃貸または売却可能な物件をお持ちの方は、地域振興課までご連絡ください。

【問い合わせ先】

市地域振興課 ☎ 31-0173

家は使われなくなると傷みが早くなります。

空き家になってからではなく、空き家になる前から考えておきましょう。

『老朽危険空家等除却支援事業』のご案内

市では、老朽危険空家等の除却を促進し市民の生活環境の保全を図るため、老朽危険空家等の所有者等に対して除却工事費の一部を補助します。

〈補助の対象となる老朽危険空家等〉

- ・「老朽危険空家」または「老朽空家」
- ・おおむね1年以上空き家である木造または鉄骨造の建築物
- ・空き家の不良度・危険度が判定基準以上であり、敷地周囲（道、隣家等）に及ぼす影響があると認められるもの
- ・補助対象となる老朽危険空家等の敷地内の建築物すべてを除却するもの

〈補助金額〉

- ・「実際の除却工事費」または「国が示す標準的な除却工事費」のいずれか低い方の額の4/10以内
- ・老朽危険空家は補助限度額50万円、老朽空家は補助限度額30万円（別途加算額を除く）

〈事業の対象者〉

- ・補助対象空き家の所有者等で市税の滞納がない方



詳しくはこちら ▶

／ 地震に備えて木造住宅の耐震化をしましょう！ ／

近年、大規模地震が日本全国で多発しており、いつどこで大規模地震が発生してもおかしくありません。また昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の住宅は耐震性が不足している可能性があり、地震による住宅の倒壊等の被害が発生するおそれがあります。

地震による木造住宅の倒壊を防止するため、まずは木造住宅の耐震診断を行いましょう。

『木造住宅耐震化促進事業』のご案内

市では、地震による木造住宅の倒壊を防止し、安全安心な住まいで暮らしていただくため、個人所有の木造住宅に対して耐震化を行う費用の一部を補助します。

〈補助の対象となる建物〉

- ・木造住宅で2階以下のもの（併用住宅については、住宅部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの）
- ・昭和56年5月31日以前に建築または着工されたもの
- ・耐震診断の結果、耐震性がないと判断されたもの（耐震診断以外の事業）

〈補助事業および補助金額〉

- ・耐震診断事業…補助限度額12万円
- ・耐震改修事業…補助限度額100万円（補助対象経費の8/10以内）
- ・耐震建替事業…補助限度額100万円（補助対象経費の8/10以内）

〈事業の対象者〉

- ・補助対象住宅の所有者または所有者から耐震化事業についての同意を得た個人であり、市税の滞納がない方

容易診断調査票を
創設しました！



詳しくはこちら ▶

そのブロック塀は安全ですか？

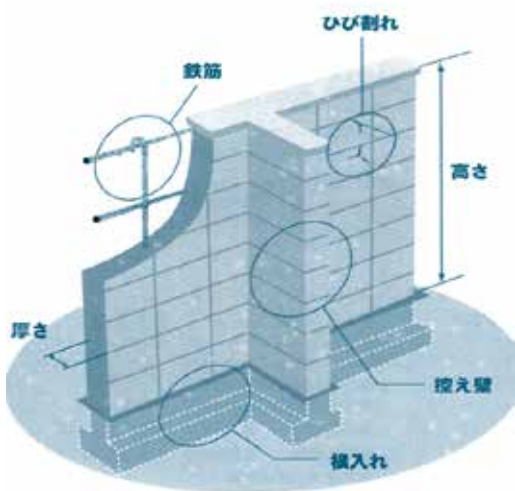
まずは早めの点検を行いましょう！

平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊により尊い命が奪われました。

日本ではいつどこで大規模地震が発生してもおかしくありません。誰もが安心して暮らせるように、ブロック塀や組積造の塀（れんが造、石造等）の所有者・管理者の皆さんは安全点検を行いましょう。

大切な命と
財産、そして
みんなの暮らしを
守るために

ブロック塀の安全点検の チェックポイント



ブロック塀について以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まずは外観で 1～5 をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家（建築士、ブロック塀診断士等）に相談しましょう。

- ☐ 1 塀は高すぎないか ・塀の高さは地盤から 2.2m 以下か。
- ☐ 2 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは 10cm 以上か。
 - （塀の高さが 2m 超 2.2m 以下の場合は 15cm 以上）
- ☐ 3 控え壁はあるか（塀の高さが 1.2m 超の場合）
 - ・塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4 基礎があるか ・コンクリートの基礎があるか。
- ☐ 5 塀は健全か ・塀に傾き、ひび割れ、ぐらつきはないか。

〈専門家に相談しましょう〉

- ☐ 6 塀に鉄筋は入っているか
 - ・塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは 30cm 以上か。（塀の高さが 1.2m 超の場合）

出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から 1.2m 以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か。（測る部分から頂部までの高さの 1/10 以上）
- ☐ 3. 塀の長さ 4m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか。
- ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れ、ぐらつきはないか。
- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは 20cm 以上か。〈専門家に相談しましょう〉

『ブロック塀等安全確保事業』のご案内

地震の際のブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保のため、避難路として指定された道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却工事費の一部を補助します。

〈補助の対象となるブロック塀等〉

- ・ブロック塀等（組積造、補強コンクリートブロック造）
- ・高さが 0.8m を超えるもの
- ・地震による倒壊の危険性があると判定されたもの
- ・避難路（通学路等）に面して設置されたもの
- ・建築基準法に違反していないもの

〈補助金額〉

「ブロック塀等の除却工事費」または「ブロック塀等の長さ 1m あたり 8 万円を乗じた額」のいずれか低い方の額の 2/3 以内（補助限度額 20 万円）

〈事業の対象者〉

補助の対象となるブロック塀等の所有者等である個人で、市税の滞納がない方

「老朽危険空家等除却支援事業」「木造住宅耐震化促進事業」「ブロック塀等安全確保事業」 各種補助事業の申込み・問い合わせについて

〈受付期間〉 5月7日(水)～12月12日(金) ※予算の上限に達した場合は、その時点で受付を締切ります。

※令和8年2月20日(金)までに事業が完了するものに限りします。

〈申込方法等〉 ・補助金交付申請の前に、補助事業の対象となるかどうかの確認を行いますので、まずは建築課まで問い合わせください。補助事業の対象となることが確認されましたら、申請書および必要書類を提出してください。

・詳しくは建築課まで問い合わせいただくか、市公式ウェブサイトをご覧ください。

※必ず工事等に着手する前に申請してください。事後の申請は補助の対象となりません。

【申込み・問い合わせ先】市建築課 ☎ 31-0668